

NPO 法人 練馬すすしろ会

(旧練馬家族会)

特定非営利活動法人 練馬精神保健福祉会 (旧練馬精神障害者家族会)

2020年2・3月号

発行元：NPO 法人練馬すすしろ会事務局 〒176-0002 東京都練馬区桜台1丁目6-3 吉村ビル 303

http://www.nerima-kazokukai.net/ Tel&Fax.No. : 03-3994-3382 E-Mail : nfo@nerima-kazokukai.net

当会では、精神障害者が共に普通に暮らしていける地域社会の実現を目指しています。家族の思いを分かちあう交流会、および勉強会、一般の方々の理解と協力を得るための活動、障害者がより質の高い生活を送るための支援などをおこなっています。

—皆さまのご参加をお待ちしています—

- 家族交流会・他の家族の方々とお話してみませんか。
 - ・ 日時：第4金曜日 13:30～16:30
 - ・ 場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3階 研修室5（練馬駅北口1分）です。
 - ・ 初めての方は事前にご連絡ください。
- 電話相談：精神障がい者相談員による電話相談が始まりました。連絡先は8ページをご覧ください。

- ・練馬すすしろ会のホームページに是非お越しください。なお、URLは <http://www.nerima-kazokukai.net> です。
- ・会員投稿に関しては、法令、制度や固有名詞等以外の「障害」表記は原則として「障がい」または「障碍」とします。

新年のご挨拶

特定非営利活動法人 練馬精神保健福祉会
(略称：NPO 法人 練馬すすしろ会)
理事長 松沢 勝

皆様明けましておめでとうございます。今年が皆様にとっても幸多き年になりますようにお祈り申し上げます。

本年は、私共家族会の名称を変更してのスタートとなります。「障害」、「家族会」という言葉をなくし、新時代対応の「保健福祉会」に改めました。また、略称の「練馬すすしろ会」の「すすしろ」は、春の七草のひとつで、大根の古い呼び名ですが、現在、練馬の野菜で都全体の出荷額一位はキャベツですので、大根は昭和初期までの名残です。

因みに、「みんなねっと」の正式名称は「公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会」です。今後、この新しい名前で私共の会を育てていきたいと、皆様のお力を頂きたいと考えます。現在の練馬区の精神障害福祉の世界で起きている現実を直視したいと考えます。

昨年練馬区で起きた事件で大きな関心を引いたのは、元農水事務次官長男殺害事件（2019年6月1日発生）です。事件の全貌は未だ隠されていますが、事件の遠因を探ると公的・私的な資源につながりが無く、すべて自己完結で済まそうとした結果がこの事態を招いたと考えます。

本年度は、この事件を踏まえ、次の3点を重点課題として取り組んでいきたいと考えています。

1. 先進的で、機動的なアウトリーチ事業の更なる推進—練馬区のアウトリーチ支援事業が、昨年末の都議会で採り上げられました。
2. 在宅系では、きめの細かい訪問看護の推進
3. 訪問系ではグループホームの充実

NPO 法人練馬すずしろ勉強会

相続にまつわる基本的な知識 ～行政書士としての立場から～

日時：2019年11月22日（金）14：00～16：30
場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3階研修室5
講師：行政書士 練馬すずしろ会理事 柴崎理佳氏

1.自己紹介と行政書士について

今年度からNPO 法人練馬家族会の理事に就任しましたが、まだ交流会で直接お話しをしたことがない方も参加されているかと思い、まずは今回の講師役を担う私自身を知っていただくために、自己紹介を行いました。

次に、「行政書士」という職業をなんとなく知っていても、実際にはどのような仕事をしているのか、残念ながらあまり認知されていない現状を踏まえ、持参のリーフレットを用いて仕事内容について紹介しました。

行政書士は、例えば自動車登録や建設業許可申請、ビザ手続きなど、許認可業務に関する書類を作成し役所に提出するイメージが大きいのではないかと思います（行政書士が扱う書類の種類は1万種にも及ぶと言われています）、遺産分割協議書の作成など相続にかかわる手続きや遺言書作成の相談・原案作成など民事法務にも携わっていることなどを説明しました。

また、行政書士は他士業と連携して業務を進めていくことが多いため、弁護士、司法書士、税理士、社会保険労務士、宅地建物取引士など、他士業との違いも簡単に説明しました。

そして私自身が業務として重きを置いている相続と遺言について、下記のとおり説明を行いました。

2.相続について

まずは、人が死亡した場合、手続きをどのように進めていくのか、相続の大まかな流れ（死亡届の提出→遺言書の有無確認→相続人・相続財産の調査、確定→遺産分割協議書の作成→相続税の申告・納付など）について説明しました。

次に、平成27年1月1日施行の相続法のポイントを復習し、平成30年7月13日公布の改正相続法につき、自筆証書遺言の方式緩和、遺産分割前の預貯金の払い戻し制度、相続人以外の特別寄与制度、遺留分侵害額請求権、配偶者居住権（配偶者短期居住権を含む）、自筆証書遺言の法務局保管等を例にとり、主な改正点（※）を挙げていきました。

※相続法改正のうち主なもの

民法（相続関係）等改正 [平成30（2018）年7月6日成立、7月13日公布]

- ・遺産分割前の預貯金債権の仮払い制度（1つの金融機関につき150万円まで）
- ・遺留分侵害額請求権（(旧)遺留分減殺請求権）請求後、現金払い
- ・相続人以外の者（死亡者の親族）が、死亡者の生前に介護などで貢献した場合、相続人に対して金銭の支払い請求が可能
- ・「配偶者居住権」①配偶者短期居住権②配偶者居住権の新設⇒遺された配偶者の生活安定のため、配偶者が自宅に居住可能な権利
- ・自筆証書遺言の方式緩和⇒パソコン等を使用するの財産目録作成が可能に
- ・法務局での自筆証書遺言の保管（法務局保管の遺言書については検認手続が不要）

○相続にまつわる基本的な知識

・相続の手続きを行うためには、相続財産の確定、相続人の確定が必要であること、相続財産にはプラスの財産だけではなくマイナスの財産も含まれること、生命保険金や死亡退職金などは相続財産には含まれないが、「みなし相続財産」と言われ、相続税法上は相続財産とされ、相続税がかかる可能性もあること、遺産分割時の注意事項を説明しました。

・配偶者は常に相続人となる相続順位、代襲相続や遺留分、相続割合についての説明も行いました。世間一般では、自分の身内に限って相続で争うことはない、財産が少ないから揉めることなど無いと安心していらっしゃるかもしれませんが、裁判所のホームページで公表されているデータをもとに、必ずしも安心できる状況ではない場合もあることをお話しました。「争族」という造語があるように、いざお金を目の前にすると、その後の親族関係にひびが入るケースもあることを踏まえ、事前の準備をすることが大切であり、行政書士はそのお手伝いをする、いわば「予防法務の専門家」と言えるのではないかとということもお伝えしました。

・遺言書の作成は、「争族」を防ぐための効果的な手段の一つとなりうること、遺言書は大まかに分けて自筆証書遺言と公正証書遺言があること、またそれぞれのメリットとデメリット、どういった方に特に遺言書作成をお勧めしたいか（※）、遺言書を記載することによって法的効力が生じる事項、遺言書作成のために準備する物、公証役場の手数料などについて説明しました。

※遺言を書くことを、特におすすめしたい方

1. 複数の子供がいる
2. 子供のいない夫婦
3. 再婚していて、先妻（先夫）との間、後妻（後夫）との間に子供がいる
4. 内縁の妻（夫）がいる
5. 身寄りがおらず（相続人がいない）、自分がお世話になった方や団体に渡したい
6. 子供の配偶者（例えば、自分の介護をしてくれた息子の妻など）に財産を渡したい
7. 特定の相続人に事業を継いでもらいたい
8. 不動産など、分割困難な財産がある
9. 相続人の中に、認知症等で判断能力の不十分な方がいる

今回の相続法改正にあたっては、高齢社会の中で、残された配偶者の生活への配慮という背景があり、特に障害を持つ方やその家族の方について焦点を当てたものではないと思われるため、やはり遺言書やエンディングノートなどで、事前準備をしっかりとしておくことが必要なのではないか、と言えるかと思えます。

障害者や障害を持つ方の周囲の話というのと、どうしても「成年後見制度」や、民事信託（いわゆる家族信託）との関連性のほうが強いように思えます。ちなみに、民事信託については、まだまだ未開拓であり、勉強していく分野であるとはいえ、「最近流行りだしているから」ということだけで飛びつくのは早計に過ぎるのではないかと、私の周囲でも話題になることもあります。

○遺言書・留意すべき点

誰に何をどの程度分けるのか？の「分け方」を事前に考えておくことかと思えます。特に、不動産についての共有はあまり一般的ではないと考えます。不動産は土地と建物から成り立つ事が多いわけですが、土地と建物の価値はそれぞれ違いますので、例えば土地をAさんに、建物をBさんにというように分けてしまうと、次の相続の時に代襲相続が発生する場合もあり、AさんBさんの複数の子供がそれぞれ土地と建物の相続人となり・・・と、権利関係が複雑になってしまい、いざ売却しようとなると、権利者が多く、手続きが大変ということもあろうからです。次の相続の事も考えて、例えばAさんには不動産を、Bさんには現金を・・・という分け方を考えた方が良いかと思えます。

また、1人の子供に多く相続させたいと考えたとしても、他の子供の遺留分を侵害するような差はつけるべきではないとお伝えするのが一般的です。

他の子供の遺留分を侵害した場合、侵害された子供は法律的に遺留分侵害額に相当する金銭の支払いを求めることが可能ですが、法律上の問題だけではなく、「自分はこれだけしか貰っていないのに、

（例えば）弟はこんなにたくさん貰っている、不公平ではないか」といったように、兄弟姉妹間で後々まで遺恨に思う可能性があるからです。

3.まとめ

日々の生活で、ご自身の身体を顧みる時間が無いかもしれません。しかし、私自身の経験からも、時には”休憩”も必要ではないかと考えます。自分が身体を壊してしまっただけでは何にもなりませんし、「終活」という言葉や「エンディングノート」が流行ったこともあり、自分や家族の死後について考え、話しあうことは、昔ほど忌み嫌われるものではなくなっていると思うからです。

今回、時間を気にせずお話しさせていただき、内容が盛り沢山であったため、消化不良の方もいらっしゃるかと思います。今回はご自身が興味を持った事柄の1つ2つだけでも記憶していただき、ふと思い出した時にレジュメを見返していただけましたら幸いです。



—講演会のお知らせ—

1. 講演「精神保健福祉施策の近未来展望」とシンポジウム「精神科医療をより良くするために～私たちは何をなすべきか」

日時：2020年2月21日（金）10：00～16：00

講演：10：15～11：45 シンポジウム：13：00～15：50

場所：としま区民センター8階 多目的ホール

交通 池袋駅東口徒歩5分

会費：みんなネット賛助会員（みんなネット購読者）無料
その他 500円

2. 「人は、人を浴びて人になる」

～心の病を、家族・当事者・精神科医として経験した私から伝えられること～

日時：2020年2月22日（土）13：30～16：00

場所：都庁第一庁舎 5階 大会議室

講師：やきつべの径診療所 児童精神科医 夏莉郁子氏

申込：当日受付 交通：大江戸線都庁前5分

会費：無料

主催：都精神保健民間団体協議会（都精民協）
東京つくし会

《第11期練馬区健康推進協議会(第4回)より》
2019年11月5日(火)本庁舎5階庁議室にて開催され、「健康づくりサポートプラン」(素案)に基づき話し合われました。以下は、「精神疾患対策と自殺予防」の項に関する要旨です。

●練馬区は区民健康対策の柱の一つとして、この素案の中で精神疾患対策と自殺予防をあげている。

(1) 精神疾患対策

・うつ病や統合失調症などの精神疾患は、がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病といった生活習慣病と同様に誰もが発症する可能性がある病気であるとして、区民が自ら対処していく方法を知る機会の提供や、精神疾患に対する地域理解の促進、相談支援体制の充実が指摘されている。

その背景として、日本での精神疾患患者数は平成29年度では約419万人で平成20年度の約323万人と比べると1.3倍に増加しており、区においてもこの10年間で、区の自立支援医療(精神通院)利用者数は1.5倍、精神障害者保健福祉手帳所持者数は1.9倍になるなど大幅に増えている現状がある。

・未治療や治療中断者には、訪問支援等を実施し、適切な医療や障害福祉サービスにつなげるようにすること、入院患者の退院後の安定した生活のためには、医療、福祉、介護、就労等の関係者が連携して退院後支援に取り組む必要がある。社会問題となっているひきこもりや8050問題については、関係機関との連携を図り、相談支援体制を強化していくことが重要である。

(2) 主な取組

- ①居場所に関する情報の発信：障害者が地域社会とつながることができる区内の居場所の情報集約と発信。
- ②訪問支援体制の強化：精神疾患の未治療者や治

療中断の精神障害者を、適切な治療やサービスにつなげられるよう地域精神保健相談員を増員して訪問支援(アウトリーチ)事業を充実。

③地域移行に向けた支援の充実(新規)：関係機関と連携して長期入院者の退院促進。措置入院患者が退院後、円滑に地域生活に移行できるよう支援。就労支援については、障害特性や個々の能力に応じた多様な働き方ができるよう、企業や支援機関との連携を強化し、安定した就労へ。

④ひきこもり・8050問題への支援(新規)：保健相談所や総合福祉事務所、地域包括支援センター、生活サポートセンター等が専門性を活かしながら連携して支援。

(3) 自殺対策

日本の自殺者数は毎年2万人を超え、区でも毎年100人以上が自殺によって亡くなっている。自殺の背景には、こころの問題を含む健康問題、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因がある。これらの要因を取り除くためには、相談しやすい環境を整えるとともに、自殺対策を地域で支える人材の育成や、相談支援に携わる職員のスキルアップが必要である。

(4) 取組として、①相談窓口案内の作成と周知②ゲートキーパー養成講座の開催)：様々な分野の関係者および区民を対象に、自殺を考えている人のサインに気づき話を聞き適切な相談機関につなぐことのできるゲートキーパーの育成を推進。③支援者向け自殺予防の手引きの作成と周知④若者への情報提供の強化：練馬区を含め東京都は自殺者数における若年層の割合が全国と比較して高い。相談機関に関する情報を集約し提供。若者対策として国および都が令和元年度からLINEやチャット等による相談事業を開始。

(渡邊)

医療法人社団一陽会

こころのクリニック石神井

当院は予約制となっております。

ご相談の際はまずお電話にてご相談ください。

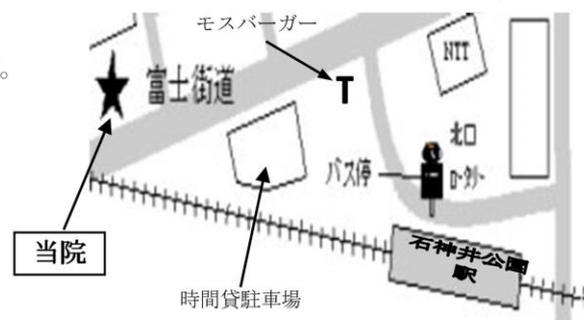
TEL:03-3997-3070

日曜・祝日・水曜日休診

〒177-0041 東京都練馬区石神井4-3-16-101

●家族相談・精神保健相談

お気軽にご相談下さい



きらら風便り

豊玉障害者地域生活支援センターきらら所長
菊池 貴代子氏

～未来の可能性★福祉の担い手への支援～

練馬家族会のみなさま、あけましておめでとうございます。日頃より地域生活支援センター、練馬区社会福祉協議会の活動にご理解ご協力をいただき誠にありがとうございます。本年もよろしくお祈りいたします。

2020年は「庚子（かのえね）」年です。「子」は、すべての始まりと未来への可能性を秘めている年とのことです。福祉の「未来」の可能性が広がるように、練馬区社会福祉協議会では、地域で活躍できる福祉の担い手としての人材を育てるために実習生の受け入れを行っています。今年度のきららは、「社会福祉士」「精神保健福祉士」「司法」「看護師」を目指す実習生25人を受け入れました。また、フィールドワークとして学生が社会福祉協議会・きらら等に訪れ、地域の資源・支援を知り体験する機会も設けています。

きららの実習では、メンバーとの交流を大切にしています。実習生は、オープンスペースでメンバーたちの話を聴き、一緒にプログラムに参加しながら教科書や机上では学ぶことができない貴重な体験をします。地域で生活するメンバーたちから得るものがソーシャルワーカーとしての大切な財産になり、交流を通し自己覚知を深める機会にもなっています。

2月1日は精神保健福祉士、2日は社会福祉士の国家試験日です。「人財」として、地域の福祉に貢献することを目指している学生たちの挑戦を応援し合格を祈念します。

きらら、ういんぐ、NPO法人練馬すずしろ会 主催

～誰でも参加できる SST～

日時：2020年2月15日（土）14:00～17:00

場所：豊玉障害者地域生活支援センター
きらら 交流室

講師：同朋大学 社会福祉学部 准教授
精神保健福祉士 吉田 みゆき氏

申込：FAX（3557-2090）

《メリデン版訪問家族支援入門東京研修会 （その2）》

日時：2019年9月29日（日）10:00～15:50
会場：筑波大学東京キャンパス文京校舎1階134号室
主催：一般社団法人ジャパンファミリーワークプロジェクト

前回の会報では以下の内容を紹介しました。

1. 日本の精神保健医療福祉の現状～なぜ訪問家族支援が必要か～（東洋大学名誉教授、なでしこメンタルクリニック院長・白石 弘巳氏）
2. 家族が求める家族支援（東京つくし会副会長 植松 和光 氏）
3. メリデン版訪問家族支援の概要（立正大学 教授 森田 久実子氏）
今回は訪問家族支援の実際についてです。

4. 特別企画シンポジウム ここまで進んでいます～メリデン版訪問家族支援の実際～

- ① 訪問看護—今峰 衣子氏
（訪問看護ステーション 卵）
“20年間世話をしてきた統合失調症の当事者を自立させたい家族の願い”
○週1回のペースでファミリーワーク。他のスタッフ及び主治医への報告
○家族まるごと支援をしてみると
・家族のコミュニケーションに変化が見られた。支援者の役にも立った。お互いを理解しながら話を進めることが大事だと判った。「普段から頼み事をしていたが、明確でなかったことが判った」、「病院の治療だけでなく、この療法は重要だと思う」、「自然に身につくものではないので、繰り返しやりたい」、「是非、他の家族にも広げて欲しい」。
- ② 行政機関からの報告—篠崎 安志氏
（横浜市青葉区役所）
⇒ “メリデンは有効かも”
○メリデン版家族支援になぜ注目したか？
・家族が話合う機会を当たり前のように作る。
・コミュニケーショントレーニングは双方に評判が良い。SSTでは家に持ち帰っては使えない。再発サインの共有は、本人にとって病気の理解につながっている。支援者の介入のためにも有効。
・家族個々の面接の中で、今まで聞き取れなかった関係性や思いを拾い上げることができる。
・第三者がいるコミュニケーションの方が優しい。それが続くことで家族間の話合いが再構築。

- ・家族支援の方法を知っておくと、訪問した際の対応について幅が広がっていく。
- ・精神分野だけでなく、子供家庭担当、生活困窮担当等の職員も興味をもってきている。

○課題

- ・費用と時間がかかる＝1回1時間。
- ・できる職員が複数いないとうまくいかない？ 人事異動がある。
- ・統合失調症と感情障害には効果があるが、その他の疾患は？
- ・家族支援の標準的モデルとして使えるが課題も多い。⇒退院後支援の中で「何をしていくか」が見えてくる。

③ 所沢市のアウトリーチチーム支援事業
西内 絵理沙氏

多職種 10名のアウトリーチ支援チーム、クライシス時には早期の対応が可能な 24 時間連絡体制、個別支援チームの紹介など。 (松沢)

映画『夜明け前』～呉秀三と無名の精神障害者の 100 年 (8 ページに上映日時を記載)

【呉秀三】100年前の東大精神科の教授・松沢病院初代院長・日本の精神科の草分け的存在。今から 100 年前、精神疾患の人々が「座敷牢」に押し込まれている実情を憂い、その解決のために奔走した男がいた。この映画は彼のドキュメンタリーである。

「私宅監置」の調査・研究をし、著書の中で「我が国十何万の精神病患者は実にこの病を受けたるの不幸の外に、この国に生まれたるの不幸を重ねるものというべし。精神病患者の救済・保護は実に人権問題にして、わが国目下の急務と謂わざるべからず。」と述べている。 呉秀三がこのように述べてから 100 年が経ちました。

《障害者フェスティバル》

日時：2019年12月7日(土) 10:00～15:00
場所：光が丘ふれあいの径

雪か雨が降りそうなあいにくの天気やや盛り上がり駆けるフェスティバルとなったのは残念。

例年通り、リサイクル品と甘酒の販売を行いました。鍋、ボール、おたま、ヘラなどが足りず初めての甘酒作りは苦勞しました。

肌寒さもあり、甘酒の売れ行きは良好で材料の酒粕がなくなり午後 2 時過ぎには完売となってしまいました。

用具や食材の準備不足は次回への反省点です。
(Y.T)



このイラストは会員家族の MT さんの作品です。

～心の扉を開く医療がここにはあります～

都市型病院を
目指す



医療法人財団厚生協会

大泉病院

《診療科目》 精神科・神経科・心療内科

〒178-0061 東京都練馬区大泉学園町 6-9-1

Tel・03-3924-2111 (代表) Fax・03-3924-3389

★診療について★

受付 午前 9:00～11:30 午後 1:00～3:00

診療日 月曜日～土曜日 (水曜日・土曜日は午前のみ)

休診 水曜日・土曜日午後、日曜日、祝祭日、年末年始

受付時間内は、経験豊富な専門医が常時 2～3 名担当しております

《練馬すずしろ会 今年も温ったか望年会》

12月22日、底冷えのする寒い日曜日、光が丘区民センターの調理室で恒例の望年会が開かれました。

お天気がいまひとつだったので皆さまがいらしてくるかどうか不安でしたが、クリスマスプレゼントを抱えた皆さまが続々と集まってくださってほんとうにアツイ望年会になりました。

メニューの変更があったにもかかわらず、皆さまのご協力のおかげでどれも美味しい品々に仕上がりました。唐揚げ、サラダ、豚汁、炊き込みごはん、ピザそしてケーキと皆さまお腹いっぱいになったことと思います。

参加の皆さま全員で当日ぶっつけ本番で美味しいお料理を何品もつくり、楽しいビンゴゲームでワクワクしたことなど、またひとつ全員で忘れられない楽しく貴重な時間をすごすことができ最高でした。

当事者の皆さまを含め28名のご参加、ほんとうにありがとうございました。お手伝いいただきました皆さま、家族会の活動にご協力賜り心からお礼申し上げます。(吉井)



望年会に参加して

欠席ばかりで杖を使っている私でしたが、自分のできる事でお手伝いできました。また顔馴染みでない人ともおしゃべりしたり芳しくない病状の息子の事も話せました。

久しぶりの参加でしたが最後のビンゴまで楽しめました。有難うございました。

(HK)



真つ直ぐな

冬木の前に

佇みぬ



(HK)

寄り添う心と ころ

精神科急性期治療、高齢化社会に対応した認知症治療病棟、
専門医師とスタッフたちが愛情込めて適切に対応します

(交通のご案内)

武蔵関駅(西武新宿線)より 徒歩15分 又は関東バス「荻窪駅行き」「三鷹駅行」にて

慈雲堂前下車徒歩3分

大泉学園駅(西武池袋線)より 西武バス「吉祥寺駅行」にて関町北一丁目下車徒歩10分

(診療科)

精神科 内科

(併設など) 訪問看護ステーション 精神科大規模デイ・ケア/デイナーケア グループホームまいとりい



♡♡ ここは 武蔵野サンクチュアリ ♡♡

医療法人社団じうんどう 慈雲堂病院

院長 田邊 英一

東京都練馬区関町南4-14-53

〒177-0053 Tel. 03(3928)6511

homepage: <http://www.jiundo.or.jp/>

NPO 法人練馬すずしろ会 入会のお誘い

- ・隔月 1 回発行する会報をお届けします。
“みんなねっと”をご希望の方は事務所までご連絡ください。
- ・毎月行なわれる交流会、勉強会及び、福祉施設見学会（年 2 回）、講演会（年 3～4 回）にご参加いただけます。
- ・その他、随時おこなわれる行事には家族揃ってのご参加をお待ちしています。

- ・会 員：年会費 9,000 円（個人、但しお支払い方法は一括払い、4,500 円の 2 回分割払いでも結構です）
 - ・賛助会員：年会費 3000 円（団体可／一口）
- <振込先>
三井住友銀行 中村橋支店
普通預金 口座番号 1588974
口座名義：特定非営利活動法人練馬精神保健福祉会

NPO 法人練馬家族会 2・3 月スケジュール

■2月8日（土）14：00～17：00

2019 年度第 11 回運営&理事会
場所：NPO 法人練馬すずしろ会事務所

■2月28日（金）13：30～17：00

2019 年度第 11 回練馬すずしろ会交流会&勉強会
13：30～14：00 交流会 14：00～16：30 勉強会

テーマ：訪問看護について

訪問看護ステーション KAZOC 社長 渡邊 乾氏

場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3 階 研修室 5

■3月11日（水）13：30～17：00

ドキュメンタリー「夜明け前」上映会&講演会
下記「お知らせ欄」に掲載

■3月14日（金）14：30～17：00

2019 年度第 12 回練馬家族会運営&理事会
場所：NPO 法人練馬すずしろ会事務所

■3月27日（金）13：30～17：00

2019 年度第 12 回練馬すずしろ会交流会

場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3 階 研修室 5

区内各保健相談所「家族の集い」2・3 月スケジュール

※初めての方は、事前に、各保健相談所の家族教室担当保健師か、地域の担当保健師にご連絡ください。

2月4日（火） 3月17日（火） 10:00～12:00
大泉保健相談所 大泉学園町 5-8-8 電話 03-3921-0217

2月14日（金） 3月13日（金） 13:30～15:30
関保健相談所 関町東 1-27-4 電話 03-3929-5381

2月17日（月） 3月23日（月） 14:00～16:00
豊玉保健相談所 豊玉北 5-15-19 電話 3-3992-1188

2月17日（月） 3月16日（月） 14:00～16:00
北保健相談所 北町 8-2-11 電話 03-3931-1347

2月17日（月） 3月23日（月） 14:00～16:00
石神井保健相談所 石神井町 7-3-28 電話 03-3996-0634

2月26日（水） 3月 お休み 14:00～16:00
光が丘保健相談所 光が丘 2-9-6 電話 03-5997-7722

精神障がい者相談員が電話で相談を伺います。携帯電話は受信専用になっていることをご了承下さい。

- ・練馬家族会事務所への電話相談： 電話番号 03-3994-3382 火・水・金 13：30～16：30
- ・携帯電話への相談： 松沢 勝 070-4097-2801 月～金 10：00～17：00
響田 英夫 070-3975-9372 同上 渡邊ミツ子 070-3965-8791 同上
工藤 邦子 070-3991-4924 同上 吉井 美恵 070-4076-9647 同上

練馬すずしろ会主催—上映会と講演会—練馬区健康部協賛

日時：3月11日（水）上映 13：40～講演 15 時～16：30

場所：石神井公園交流センター展示室・集会室

◎映画『夜明け前』～呉秀三と無名の精神障害者の 100 年

◎講演会：精神科病院のこれまでとこれから 松沢病院の実践

講師：都立松沢病院 院長 齋藤 正彦氏

先着 150 名 会員及び当事者は無料 その他は 500 円

—練馬すずしろ会の勉強会—
「訪問看護について」

日時：2020 年 2 月 28 日（金）
13：30～16：40

場所：ココネリ 3 階 研修室 5

講師：訪問看護ステーション

KAZOC 社長 渡邊 乾氏

大泉学園北口徒歩 3 分

医療法人社団地精会

大泉 金杉クリニック

神経科・精神科・心療内科

<http://www.kanasugi-clinic.com>

Tel 03-5905-5511（予約制）

練馬すずしろ会 会報 2020 年 2・3 月号

2003 年 11 月創刊 通巻第 189・190 号

発行日：2020 年 1 月 20 日

発行所：特定非営利活動法人

練馬精神保健福祉会 事務局

〒176-0002 東京都練馬区桜台 1 丁目

6-3 吉村ビル 303

発行人：NPO 法人練馬精神保健福祉会

編集：NPO 法人練馬精神保健福祉会

編集委員会